

事例番号:310130

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 31 週 1 日 切迫早産、胎児十二指腸閉鎖症疑いの診断で搬送元分娩機
関に管理入院

妊娠 32 週 1 日- 切迫早産、胎児十二指腸閉鎖症疑いの診断で当該分娩機関
へ母体搬送され管理入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 35 週 2 日

10:03 胎児心拍数陣痛図で異常所見なし

妊娠 35 週 3 日

9:19- 胎児心拍数陣痛図で一過性徐脈を伴った基線細変動の減少・消
失を認める

12:21 超音波断層法にて臍帯が胎児から出たところで密集・過捻転して
いる

13:15 胎児機能不全のため帝王切開にて児娩出

胎児付属物所見 臍帯は胎盤の辺縁付着、臍帯の過捻転あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 3 日

(2) 出生時体重:2030g

- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.099、PCO₂ 42.7mmHg、PO₂ 33.2mmHg、
HCO₃⁻ 12.7mmol/L、BE -17.4mmol/L
- (4) アプガースコア:生後1分0点、生後5分0点
- (5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、早産児、低出生体重児、新生児低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
生後12日 頭部MRIで、低酸素性虚血性脳症と診断する所見(脳幹部も含め大脳基底核・視床に明らかな信号異常)を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医2名、小児科医1名、研修医1名
看護スタッフ:助産師4名、看護師2名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠35週2日10時3分から妊娠35週3日9時19分までに生じた胎児低酸素・酸血症が、出生時まで持続したことによって、低酸素性虚血性脳症を発症したと考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯血流障害の可能性が高い。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関において妊娠31週1日に切迫早産・胎児十二指腸閉鎖疑いの診断で管理入院としたこと、および妊娠32週1日に切迫早産・胎児十二指腸閉鎖疑い・羊水過多の診断で当該分娩機関へ搬送したことは、いずれも一般的である。
- (2) 妊娠32週1日以降、当該分娩機関における入院管理(超音波断層法、子宮収

縮抑制薬投与、ノンストレス連日実施、胎児 MRI、妊娠糖尿病の診断で内分泌内科へ紹介、血糖管理、帝王切開について文書で説明)は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 35 週 3 日の妊産婦の訴え(今日は朝起きてから赤ちゃんが動いてるのがわからない)への対応(トッポラ法で胎児心拍確認、超音波断層法実施、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 9 時 50 分胎児心拍数基線 130 拍/分、基線細変動の減少、一過性頻脈ほとんどなし、一過性徐脈不明と判読し、10 時 30 分に医師へ報告、分娩監視装置装着継続、医師が 12 時に超音波断層法を実施したことは一般的である。しかし、本時間帯に基線細変動の減少を認める状況で、11 時 18 分に分娩監視装置終了し、12 時の超音波断層法実施後から 12 時 27 分まで分娩監視装置を装着せずに経過を観察したことは一般的でない。
- (3) 12 時 29 分胎児心拍数 60 拍/分のため、体位変換・酸素投与し、12 時 40 分胎児機能不全の診断で帝王切開決定としたことは一般的である。
- (4) 帝王切開決定から 35 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液気管内投与)、および NICU 管理としたことは、いずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎児心拍数陣痛図上の基線細変動の変化(減少・消失)は胎児の健常性の重要な指標のひとつであることを認識し、明らかな徐脈が認められなくとも分娩監視装置による連続的モニタリングを行い、継続的な監視を行うことが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。